豊川市文化会館 レストラン入店者 募集要項

来館者に対する利便性やサービスの向上を図るため、豊川市文化会館内のレストランを経営する入店者を公募します。

１　会館の概要

(1) 所在地　　豊川市代田町１丁目２０番地の４
(2) 開館　　昭和５３年６月１日
(3) 構造　　鉄筋コンクリート造、地上３階、地下１階
(4) 主な施設　大ホール：１，３２８席、中ホール：４５２席、大会議室：１５０名
　　中会議室：４８名、小会議室１：２８名、小会議室２：２０名　他
(5) 敷地面積　１３，２８５．５２㎡
(6) 建築面積　　５，３９４．６５㎡
(7) 延床面積　　７，５０３．７０㎡
(8) 駐車台数　敷地内１２２台、臨時駐車場２８５台
(9) 来館者数　令和６年度：７９，８８０人、令和７年度：８６，５２６人

２　レストランの概要

(1) 位置　会館１階南端部
(2) 面　積　１２３．１７㎡
(3) 客席数　約４０席（６人掛けテーブル×５、４人掛けテーブル×３等）
(4) 駐車場　会館内駐車場を共同利用

３　応募資格

次に掲げる全ての条件を満たす個人、法人又は団体であること。

(1) 飲食店等の経営実績や従事経験（店長・スタッフ等）を有すること。※１年以上の経営実績を持つ者は審査時の評価に反映します。
(2) 飲食店営業許可など、営業に関し法律上必要とされる資格、免許を有する者を従事させることが可能な者。また、過去１年間に食品衛生法等関係法令等の措置を受けたことがないこと。
(3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する欠格条項に該当しないこと。
(4) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取引要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
(5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがされていないこと。
(6) 市税や国民健康保険料(税)の滞納がないこと。

４　経営条件

(1) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は午前９時から午後１０時までの間で自由に提案できるものとする。ただし、午前１１時から午後２時頃までの一般的な昼食時間帯については、極力、営業に努めるものとする。

注）文化会館の休館日と開館日の午後５時以降は基本的に会館職員の対応はできない。

・休館日　毎週火曜日（火曜日が休日の場合は、その翌平日）
年末年始（１２月２９日から翌年１月４日までの日）

(2) メニューについて

ア　コーヒーのほか、紅茶、清涼飲料水、炭酸飲料水などが提供できること。※アルコール類の提供も可能とするが、飲酒が主目的とならないよう、文化施設にふさわしい営業形態とすること。

イ　サンドイッチやおにぎりなどの軽食が提供できること。

ウ 可能であれば日替わりランチメニューとして、定食類の提供ができること。

エ　必須ではないが、日替わりランチの提供が可能な者や、アレルギーへ配慮したメニューを始め、より多様な利用者のニーズに応えることが可能な、レパートリー豊富な提案があれば提案書に記載すること。※審査時の評価に反映します。

(3) サービス方式

原則、フルサービス方式とするが、一部又は全部をセルフサービス等の別方式とすることも可とする。※フルサービス方式は審査時の評価に反映します。

(4) 入店形態

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３８条の４第７項及び豊川市公有財産管理規則（昭和５０年３月３１日規則第８号。以下「規則」という。）に基づく行政財産目的外使用許可による。

ア　許可期間

初年度は営業許可日から令和９年３月３１日までとし、以降毎年更新とする。入店者からの退店希望又は市の施設管理上の理由による退店要請が生じるまで、継続的に許可を行う予定である。ただし、市の指示に従い、規則第２２条第２項の規定により、必要な手続きを定期的に行うものとする。

イ　営業開始日

令和９年２月１日までに営業を開始するものとする。ただし、市と協議の上、承認を得れば、営業開始日を前倒し、又は延期することができる。

ウ　使用料 月額 50,000 円

豊川市使用料条例（昭和５１年３月２２日条例第６号）第３条第２項第３号の規定による。

エ　使用料の支払方法

使用料は毎月豊川市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納入するものとする。

(5) 経費負担

各種経費については、下表の区分に従い、市又は入店者が負担するものとする。

経費の内容	市	入店者	備 考
施設・設備の維持管理	○※1		看板掛替や軽微な修繕は入店者負担
食器・小物購入費		○	
厨房消耗品費		○	洗剤・薬剤・ラップ・ゴミ袋等
食堂消耗品費		○	箸、おしぼり、テーブルクロス等
光熱水費		○	電気・上下水道・ガス
電話架設・電話代		○	インターネット接続費等を含む
保健衛生費		○	検診・検便・被服費等
現場経費		○	通信費・事務費・雑費等
厨芥処理費		○	
害虫駆除		○	施設的な対応を除く
定期清掃	○		床面（厨房除く）、グリストラップ
日常清掃		○	

※1 故障や不具合による修繕は行うが、機能向上を図る施設改修等は行わない。

※2 この表に定めの無いものについては、別途協議により定める。

(7) その他

ア レストラン以外の営業行為

会館内の会議室、楽屋等へのコーヒーや軽食（弁当）等の配達、レストランの空きスペースを利用した菓子や雑貨等の売店営業も可能とする。

イ 障害者等への配慮

公共施設のレストランとして障害者や高齢者、子どもなど幅広い層の来館者が安心して利用できるサービスを提供すること。

ウ 休業補償

施設や設備等の故障等に伴う休業が生じた場合においても休業補償は行わない。

エ 注意事項

原則、入店者のための施設改修は行わない。備え付けの厨房機器や客席のテーブル・イスなど、既存の設備や備品をそのまま使用することを条件とするため、入店希望者は下記の現地見学会に必ず参加のうえ応募すること。

ただし、入店者負担による軽微な内装変更や備品等の持込みは認めるものとする。





5　現地見学会

(1) 期間　　令和８年７月１日（水）から令和８年７月１３日（月）まで
各日とも午前９時から午後５時までのうち１時間程度

(2) 申込み　参加希望者は、様式１「現地見学会申込書」を希望日前日の正午までに、豊川市文化会館事務室へ直接、FAX 又は E-mail にて提出すること。
なお、直接提出以外の場合は、書類が正常に受理されたか電話で必ず確認を取ること。※申込状況によっては期間を延長する場合もある。

6　公募に関する質問

(1) 質問の方法
様式２「質問書」により行うこと。（質問書以外での質問は受け付けない。）

(2) 質問受付期間
令和８年７月１日（水）から令和８年７月１７日（金）まで

(3) 提出方法
令和８年７月１７日（金）午後５時までに、豊川市文化会館事務室へ直接、郵送（必着）、FAX 又は E-mail にて提出のこと。

(4) 回答方法
提出された質問について個別に回答は行わない。回答は、豊川市ホームページに令和８年７月２７日（月）午後５時までに掲載する。なお、文化会館事務室でも回答書の閲覧を行う。

7　応募申込手続

(1) 申込受付期間
令和８年７月８日（水）から令和８年７月３１日（金）まで

(2) 応募用紙等の交付方法
豊川市ホームページに掲載する本件公募のページから、必要書類をダウンロードすること。なお、文化会館事務室でも紙の応募用紙等を配布する。

(3) 応募用紙等の提出

ア　提出必須書類（各１部）
① 様式３「応募申込書」
② 様式４「レストラン経営に係る提案書」
③ 市町村民税に関する納税証明書（個人・法人）

イ　提出期限
令和８年７月３１日（金）午後５時までに、豊川市文化会館事務室へ直接、郵送（必着）、FAX 又は E-mail にて提出すること。
なお、直接提出以外の場合は、書類が正常に受理されたか電話で必ず確認を取ること。

(4) 応募の取り下げについて
応募の取り下げは、上記イの手続きに準じて、様式５「応募取下申請書」を提出すること。

８　入店者の決定手続き

応募者から提出された様式３「豊川市文化会館レストラン経営に係る提案書」の内容を審査し、入店者を決定する。なお、必要な場合は、応募者に対し面接を行う場合がある。

９　選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果は、応募者全員に対し、令和８年８月３１日（月）までに郵送により通知するとともに、豊川市ホームページで公表する。

(2) 選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

１０　その他

(1) 選定結果の通知後であっても、次のいずれかに該当する場合は、レストラン入店者としての資格を取り消す。

ア　正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合。

イ　本募集要項の３に規定する応募資格を失った場合。

ウ　応募内容に虚偽があった場合。

エ　営業開始日までに、レストランの経営が困難となった場合。

(2) 市から応募内容について説明を求められた場合は、これに応じること。

(3) 本件応募に関して要した一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 応募者から提出された書類については、入店者の決定手続及び決定後の市との必要な協議以外の目的では使用しない。

(5) 提出期限後における追加書類の提出及び差し替えは認めない。ただし、軽微な誤りについて正誤表を提出することは差支えない。

(6) 提出された書類は、入店者の決定手続に必要な範囲で、市が複製することができるものとする。

(7) 提出された書類は返却しない。

１１　連絡先

・豊川市市民部文化振興課文化振興係（豊川市文化会館内）
・休館日：毎週火曜日（火曜日が休日の場合は、その翌平日）
・受付時間：午前９時から午後５時まで
・住所：〒442-0841　豊川市代田町 1-20-4
・電話：0533-84-8411
・FAX ： 0533-84-8412
・Mail：bunka@city.toyokawa.lg.jp
・URL ：https://www.city.toyokawa.lg.jp/soshiki/shimin/bunkashinko/6469.html

様式１

現地見学会申込書

年　　月　　日

豊川市文化会館館長 様

住 所　　〒
（所在地）
申込者　　事業所名
代表者氏名
電話番号
Ｅｍａｉｌ

豊川市文化会館レストランの入店者募集について、下記のとおり現地見学会への参加を希望します。

記

１　希望日時　　第１希望　令和８年　月　日（　）　　時　　分から
第２希望　令和８年　月　日（　）　　時　　分から
※日程調整のうえ、見学日時を連絡します。
・見学期間：令和８年７月１日(水)～令和８年７月 13 日(月)
・見学時間：午前９時～午後５時

２　集合場所　　豊川市文化会館１階事務室

３　備　　考　　・当日は、会館職員からの概要説明後、現地を見学
・店内の写真撮影は入店検討資料としての利用に限り可能
・スケール等を持参すれば、間取りなどの計測は可能
・時間は１時間以内を想定

※本書は、会館事務室へ直接、郵送、FAX 又は E-mail により希望日前日の正午までに提出すること。
なお、直接提出以外の場合は、書類が正常に受理されたか電話で必ず確認すること。

様式２

質　問　書

年　　月　　日

豊川市文化会館館長　様

住 所　　〒
（所在地）
申込者　　事業所名
代表者氏名
電話番号
Ｅｍａｉｌ

豊川市文化会館レストランの入店者応募について、募集要項６「公募に関する質問」に基づき下記のとおり質問をしますので、回答願います。

記

以上

※質問事項は簡潔（箇条書き等）にまとめて記載すること。
※本書は、会館事務室へ直接、郵送、FAX 又は E-mail により令和８年７月１７日（金）午後５時までに提出すること。

様式３

応 募 申 込 書

年　　月　　日

豊川市文化会館館長　様

住 所　　〒
（所在地）
申込者　　事業所名
代表者氏名
電話番号
Ｅｍａｉｌ

豊川市文化会館レストランの入店者募集について、募集要項に従い、必要書類を添えて下記のとおり申し込みます。なお、募集要項における応募資格を満たしていること及び提出書類の記載内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入店場所

愛知県豊川市代田町１丁目２０番地の４
豊川市文化会館
１階 レストラン

２ 添付必要書類

・レストラン経営に係る提案書（様式４）　　１部
・市町村民税に関する納税証明書（個人・法人）　　１部

※本書は、会館１階事務室へ直接、郵送、FAX 又は E-mail により令和８年７月３１日（金）午後５時までに提出すること。
※なお、直接提出以外の場合は、書類が正常に受理されたか電話で必ず確認を取ること。

様式４

レストラン経営に係る提案書

（１）飲食店等の経営実績や従事経験（店長・スタッフ等）

（２）経営方針、店舗コンセプト等　※障害者や高齢者等に配慮したサービス等を含む

（３）営業日（営業時間）、サービス方式、人員体制（従事者数、勤務体制）等

（４）メニュー構成及び価格　※ﾄﾞﾘﾝｸ、ﾓｰﾆﾝｸﾞ(軽食)、ﾗﾝﾁ(定食)、ﾃﾞｻﾞｰﾄ、ﾃｲｸｱｳﾄ等

品目・商品	提供価格	備考

（５）その他、アピール等自由意見　※文化会館併設レストランを意識した提案などもあれば

※欄が不足する場合は、行数を増やすか別紙（任意）を簡潔に作成して添付すること。

様式５

応 募 取 下 申 請 書

年　　月　　日

豊川市文化会館館長 様

住 所　　〒
（所在地）
申込者　　事業所名
代表者氏名
電話番号
Ｅｍａｉｌ

豊川市文化会館レストランの入店者募集について、応募を取り下げます。

※本書は、会館事務室へ直接、郵送、FAX 又は E-mail により令和８年７月３１日（金）午後５時までに提出すること。
※なお、直接提出以外の場合は、書類が正常に受理されたか電話で必ず確認を取ること。